

令和6年度

第1回定期監査報告書

議会事務局

オンブズマン事務局

企画政策部

（企画課）

行政管理課

施設保全課

秘書広報課

財政課

（情報政策課）

会計課

監査委員事務局

選挙管理委員会事務局

令和6年11月18日

多摩市監査委員

令和6年度第1回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和6年11月18日

多摩市監査委員 小澤 満

多摩市監査委員 荒谷 隆見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、オンブズマン事務局、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
企画政策部〔企画課、行政管理課、施設保全課、秘書広報課、財政課、情報政策課〕

※ 健幸まちづくり担当部長及び企画政策部健幸まちづくり担当課長事務分については、令和5年度第2回定期監査を実施しているため対象から除外した。

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年8月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、令和5年度執行分を含む。）

4 監査の期間

令和6年7月5日から令和6年11月17日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか

- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか
- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の実施内容

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の着眼点及び評価項目」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の物品は、令和6年8月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）75品、一般物品2,596品の合計2,671品である。重要物品については75品、一般物品については118品をそれぞれ抽出し、合計193品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品は全品を対象とし、一般物品は各課総数の10%を基本としたが、その数が10品未満の場合は10品を対象とし、物品の種別が偏らないようにした。ただし、重要物品と普通物品総数の10%（または10品）の合計が30品を超える場合は、30品程度とした。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。また、議会事務局の政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議会選出の監査委員は除斥とした。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

1 歳入歳出予算の執行について

(1) 財務事務について

ア 交際費について、多摩市議長交際費支出基準、市交際費支出基準では、弔慰金の生花、花輪については、10,000円から15,000円相当とすると規定しているが、19,800円支出しているものがあつた。(議会事務局、秘書広報課)

イ 事業用定期借地権による土地貸付契約変更契約書について、収入印紙が貼られていなかった。(行政管理課)

「各交際費支出基準」、「印紙税法」等に基づき、適正に処理されたい。
また、交際費支出基準が実情に合わないのであれば、改定することを検討されたい。

(2) 契約事務について

ア 特命で契約をしている委託料について、予算執行伺で特命の理由を記載していないものがあつた。(選挙管理委員会事務局)

イ 特命で契約をしている委託料について、契約締結伺等の特命の理由が不明確なものがあつた。(企画課、秘書広報課)

ウ 所管課で契約している役務費、委託料、使用料及び賃借料について、予定価格が130万円を超える場合は、契約締結伺で総務契約課長の合議が必要であるが、行っていないものがあつた。(秘書広報課、情報政策課)

エ 契約伺において、1件の予定価格が200万円を超える場合は、予算担当課長の合議が必要であるが、行っていないものがあつた。(行政管理課)

オ 役務費、使用料及び賃借料の契約について、契約書名を委託契約書とし、業務委託の約款を添付しているものがあつた。(情報政策課)

カ 使用料及び賃借料の契約について、契約書に業務委託の約款を添付し、約款内の文言を使用料及び賃借料の内容に沿うよう読み替える覚書を取り交わしているものがあつた。(情報政策課)

キ 使用料及び賃借料の長期継続契約書について、長期継続契約であることを示す特記事項説明書を添付していないものがあつた。(情報政策課)

ク 使用料及び賃借料の契約について、サービスの利用開始が契約書の契約期間終了後であるものがあつた。(情報政策課)

ケ 業務登録がない業者と単価契約をする場合には、契約依頼伺(単契)を起票する必要がある

るが、起票していないものがあつた。(会計課)

「多摩市契約事務規則」、契約事務の手引等に基づき、適正に処理されたい。

2 文書事務について

(1) 文書の收受及び供覧について

- ア 東京都、東京都市長会、各財団からの文書について、文書管理システムにより記録(收受)及び供覧を行っていないものが多数あつた。(企画課、財政課、情報政策課、選挙管理委員会事務局)
- イ 多摩市寄附申込書(ふるさとTAMA応援寄附金)について、文書管理システムにより記録(收受)及び供覧を行っていなかった。(企画課)
- ウ 市長の公務や交際費の支出の根拠となる案内状等について、文書管理システムにより記録(收受)及び供覧を行っていなかった。また、收受印がないものがあつた。(秘書広報課)
- エ 契約の受託者からの個人情報の責任体制等報告書等について、文書管理システムにより記録(收受)及び供覧を行っていないものがあつた。また、收受印がないものがあつた。(議会事務局、企画課、会計課)
- オ 市長からの政務活動費交付額確定通知書について、文書管理システムにより記録(收受)及び供覧を行っていなかった。(議会事務局)

(2) 市長から各会派代表者へ通知された政務活動費決定通知書について、議会事務局の文書簿冊に保存されていた。(議会事務局)

(3) 使用料及び賃借料の契約関係文書について、「借上契約関係文書」ではなく「委託契約関係文書」の簿冊に保存しているものがあつた。(企画課、財政課)

(4) 都支出金に関する文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年としているが、5年としているものがあつた。(選挙管理委員会事務局)

(5) 委託料について、契約締結の意思決定を行っていないものがあつた。(会計課)

「多摩市文書管理規程」、文書事務の手引等に基づき、適正に処理されたい。

3 物品の管理について

(1) 備品シールについて、「多摩市物品規則」では、貼付し難い物、貼付することが不相当と認められる物以外は、備品に貼付しなければならないと規定しているが、貼付していないものがあつた。(議会事務局、情報政策課)

(2) 他課から所管を変更した備品について、自課の備品シールのほかに他課の備品シールを貼

付したままのものがあつた。(行政管理課)

- (3) 重要物品及び一般物品について、返納の手続きをせずに処分(売却)しているものが多数あつた。(情報政策課)

「多摩市物品規則」に基づき、適正に処理されたい。

4 現金等の管理について

- (1) 交際費の預金利子について、現金管理簿に記録していなかつた。(議会事務局、秘書広報課)
- (2) 交際費について、現金管理簿に預金の引き出しを記載していないため、通帳の差引残高と現金管理簿の残高が一致しない日が多数あつた。(議会事務局)
- (3) 一部のタクシー会社のタクシー券について、受払整理簿を作成していなかつた。(秘書広報課)

「会計事務規則」、会計事務の手引き等に基づき、適正に処理されたい。

5 個人情報等の管理について

- (1) 個人情報を取扱う業務において、契約書等に「個人情報取扱特記事項」が添付されていないものがあつた。(企画課、秘書広報課)
- (2) 個人情報を取扱う業務において、「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護管理者の設置について、受託者から「個人情報の責任体制等報告書」により報告されていないものがあつた。(秘書広報課)

個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱われたい。

6 政務活動費について

- (1) 議会事務局が作成している政務活動費マニュアルにおいて、「ポイント類は「貯めない。使わない。」を基本とする」としているが、ガソリンや書籍を購入した際にポイントが付与されている事例が多数あつた。(議会事務局)
- (2) 多摩市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第12条において、「収支報告書に添付する領収書を徴することができない場合には、これを会派代表者の支払証明書に代えることができる。」と規定しているが、領収書がない旅費、交通費の多数に支払証明書が添付されて

いなかった。(議会事務局)

- (3) 多摩市議会政務活動費の交付に関する細則において、交通費は「交通費支出記録簿(細則第8号様式)」の添付が規定されているが、多数の交通費に「旅費明細書(細則第7号様式)」が添付されていた。(議会事務局)
- (4) 収支報告書の添付書類である「旅費明細書(細則第7号様式)」について、金額を二重線で訂正しているが訂正印がないものが複数あった。(議会事務局)

「多摩市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則」、「多摩市議会政務活動費の交付に関する細則」、政務活動費マニュアル等に基づき、適正に処理されたい。

また、条例、規則、細則、マニュアルが実情に合わないのであれば、改定することを検討されたい。

第3 監査結果の総括

今回の監査結果を踏まえ、総括的に意見を述べる。

市では、適正な事務の執行の確保に向けて組織として取り組まれているが、今回の定期監査においても、一部の事務において、事務処理の誤りや、ルールを遵守していない事務の執行事例が見受けられた。

適正でない事務処理は、市民の信頼を損なう重大事案を引き起こす原因になる恐れがある。

事務を処理する際には、単に前例を踏襲するのではなく、マニュアルの活用と合わせ、その都度根拠を確認するとともに、決裁における各段階で確実なチェックを行われたい。

また、文書、会計、契約等の例規を所管する部署においては、全庁的に適正な事務執行が行われるよう、各規則、規程に定める調査や検査を実施するとともに、相互に協力して市の実情に応じた内部統制の構築に取り組まれたい。

1 文書事務及び文書管理について

行政活動は「文書事務に始まり、文書事務で終わる。」と言われている。「多摩市文書管理規程」では、事務の原則として「事務は、文書によって処理することを原則とする。」、「文書事務は、文書管理システムにより行うことを原則とする。」、「すべての事案の処理は、文書によることを原則とする。」と定めている。このように文書事務は、行政活動の根幹を成すものである。

しかしながら、今回の監査でも、文書の收受、供覧、合議、決裁、確定、保管、保存といった一連の流れの各段階で、文書事務の基本原則、規程類に沿っていない事項が数多く見られた。なかでも、複数の部署において、到達した文書を文書管理システムに記録していない事例を確認した。

また、意思決定にあたっては、行政運営の公正が確保され、行政上の意思決定について、その内容、根拠及び過程が市民にとって明らかであることに、起案者や決定権者は留意しなければならないが、事案の決定に必要な説明、起案までの経緯、根拠法令、予算措置、問題点、その他決

裁に際しての参考になる事項等が不十分な事例も散見された。

公正で透明な市政の実現を図るためにも、契約に関する文書を含め、各種の文書の作成、管理にあたっては、各規則、規程に基づき適正に処理をされたい。

2 契約事務について

「多摩市契約事務規則」では、契約に関する事務は、契約を担当する課が行うことを原則とし、例外として、第60条に掲げる契約に関する事務は契約の内容に関する事務を所管する課（以下、「所管課」という。）が行うこととしている。

今回、所管課での契約において、契約内容、歳出科目が改められているにも関わらず、前例を踏襲した契約事務を行い、契約内容に適さない契約書約款を使用した事例が見受けられるとともに、契約相手先からの申し出により約款内の文言を読み替える覚書を取り交わしている事例もあった。また、新たに使用することになったソフトウェアの使用料契約において、履行期間を錯誤する事例があった。

「多摩市契約事務規則」第60条に基づく所管課契約を適正に締結するため、契約内容、歳出科目が改められている場合や新規の案件の契約事務にあたっては、所管課と契約を担当する課は十分な調整を行われたい。

3 物品管理について

「多摩市物品規則」では、物品の返納、処分、異動について定めている。

今回の監査では、使用しなくなり不用になった物品の返納が行われていない、重要物品を含む備品が返納手続きを経ずに売払われた、備品が手続きを経ずに課の間において異動していたなど、規則に定めた事務処理を行っていない事例が見受けられた。

物品の管理が不十分であることは、紛失等のリスクを高める恐れがある。適正な物品管理に努められたい。

4 会計処理について

今回の監査において、検査から3か月後に請求書が提出されている事例があった。

所管課においては、請求が遅延している場合は債権者に請求書の提出を勧奨し、会計処理が遅延することのないよう、進捗状況の管理に努められたい。

5 社会経済状況の変化への対応について

近年、物価が上昇している状況にあるとともに、コロナ禍を契機としたキャッシュレス決済の普及など、社会経済状況は常に変化している。

公費である市交際費、議長交際費、市議会議員の政務活動費に対しては市民の厳しい目が向けられていることから、その支出について基準を定めているところであるが、社会経済状況の変化に応じて、基準額や決済ポイントの取り扱いなどについて、必要な再整理を行われたい。

6 市の実情に応じた内部統制の構築について

ミスをゼロにすることは困難であるとしても、能率的な公務の実現に向けて事務が適正に行われることは、市民の期待するところである。

市としても、事務の適正執行に向け、手引き等の改定に取り組むほか、令和元年度には所管課における自己点検シートの作成を開始した。この自己点検シート作成の取組は、総務省が令和5年度に作成した「地方公共団体における内部統制資料集」にも紹介されている。

令和元年度第2回定期監査では、「監査結果の総括」において、「文書、会計、契約等の例規を所管する部署においても、全庁的に適正な事務執行が行われるよう、周知・指導等の徹底を図りたい」との意見を表明したが、所管課による自己点検の開始後も、定期監査において同様の指摘を行っており、令和5年度第1回定期監査では、「監査結果の総括」の「3 適正な事務の執行にむけて」において、適正な事務の施行を確保するため、管理監督者による指導・管理とともに、事務を統括する課による実効性のある取組への期待を改めて表明した。

文書、会計、契約等の事務を所管する部署には、調査や検査を実施する権限が与えられており、事務の適正な執行という共通目標に向け、所管課と協力した取組を実施する基盤は整えられている。できるだけ速やかに、市の実情に応じた内部統制を構築するとともに、実効性を高めていくための不断の改善に取り組まれることを期待する。

第4 監査対象部課等の概要

1 議会事務局

(1) 監査対象の主な事務（地方自治法第138条より）

ア 議会に関する事務

(2) 係の事務分掌（多摩市議会事務局処務規程より）

ア 議会事務局

(ア) 庶務係

- ・ 文書の收受及び発送並びに編纂及び保存に関すること。
- ・ 公印の管守に関すること。
- ・ 予算の見積り及び執行に関すること。
- ・ 物品の購入及び保管に関すること。
- ・ 条例、規則等の制定改廃に関すること。
- ・ 職員の人事、給与、研修、服務及び福利厚生に関すること。
- ・ 議員の身分に関すること。
- ・ 議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関すること。
- ・ 議長会及び事務局長会議に関すること。
- ・ 秘書に関すること。
- ・ 儀式、交際及び接遇に関すること。
- ・ 議会図書の整備及び保存に関すること
- ・ 資料の収集及び調査に関すること。
- ・ その他庶務一般に関すること。

(イ) 議事係

- ・ 本会議に関すること。
- ・ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること。
- ・ 協議会等各種会議に関すること。
- ・ 議案書の作成及び取扱いに関すること。
- ・ 請願書、陳情書等の收受及び保管に関すること。
- ・ 議決事項及び決定事項の通知並びに報告に関すること。
- ・ 会議録の調製に関すること。
- ・ 議員の出欠席に関すること。
- ・ 議場の整備及び取締りに関すること。
- ・ 会議の傍聴に関すること。
- ・ 議会広報の編集及び発行に関すること。
- ・ その他議事一般に関すること。

2 オンブズマン事務局

- (1) 監査対象の主な事務（多摩市組織条例より）
 - ア 総合オンブズマンに関すること
- (2) 係の事務分掌（多摩市組織規則より）
 - ア オンブズマン係
 - ・ 苦情の処理に関すること。
 - ・ 民間福祉事業者との協定の締結に関すること。
 - ・ オンブズマン制度の調査研究及び啓発に関すること。
 - ・ 事務局の庶務に関すること。

3 企画政策部

- (1) 監査対象の主な事務（多摩市組織条例より）
 - ア 総合的な政策の企画、推進及び調整に関すること。
 - イ 市民自治の推進に関すること。
 - ウ コミュニティ及び市民活動の支援に関すること。
 - エ 行財政の経営改革に関すること。
 - オ 財産（土地、建物及び工作物に限る。）に関すること。
 - カ 建築物の整備及び保全に関すること。
 - キ 統計に関すること。
 - ク 秘書に関すること。
 - ケ 広報、広聴及び市民相談に関すること。
 - コ 財政に関すること。
 - サ 情報システム及び情報政策に関すること。
 - ※ 行政サービス・アセット担当部長
 - 企画政策部事務のうち、行政管理課事務、施設保全課事務及び情報政策課事務（行政のデジタル化の推進に関する事務並びに事務の改善及び研究に関する事務（デジタル技術を活用するものに限る。）に限る。）を担当する。
 - ※ 健幸まちづくり担当部長
 - 健幸まちづくりに関する総合的な企画調整及び企画政策部事務のうち、健幸まちづくりの推進に関する事務を担当する。
- (2) 課、係及び担当の事務分掌等（多摩市組織規則より）
 - ア 企画課
 - (ア)企画調整担当
 - ・ 基本的施策の企画及び総合調整に関すること。
 - ・ 庁議に関すること。

- ・ 行政組織及び職員定数に関すること。
- ・ 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- ・ 外郭団体の総合的な調整に関すること。
- ・ 総合教育会議に関すること。
- ・ 寄附金の受領に関すること。
- ・ 健幸まちづくりに関する総合的施策の企画調整に関すること。
- ・ 健幸まちづくりの推進に関すること。
- ・ 部の総合調整並びに部及び課の庶務に関すること。
- ・ 部の他の課及び課の他の係に属さないこと。

(イ) 統計係

- ・ 統計に関すること。

イ 健幸まちづくり担当課長

- ・ 企画課事務のうち健幸まちづくりの推進に関する事務を担当する。

ウ 行政管理課

(ア) 行政管理担当

- ・ 行政改革の推進に関すること。
- ・ 事務の改善及び研究に関すること。
- ・ 市有財産の管理及び処分に関すること。
- ・ 市有財産の登記に関すること。
- ・ 財産台帳の記録及び保管に関すること。
- ・ 借地料の算定基準の作成に関すること。
- ・ 国有地及び都府県有地の払下げ及び借地に関すること。
- ・ 多摩市財産価格審議会に関すること。
- ・ 多摩市土地開発公社の指導監理その他連絡調整に関すること。
- ・ 民間事業者と連携した市有財産の活用に関すること。
- ・ 民間事業者と連携した公の施設の運営及び公共サービスの提供に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

エ 資産活用担当課長

- ・ 行政管理課事務のうち市有財産の取得、管理及び運用に関する事務並びに借用地の借地料に関する事務を担当する。

オ 施設保全課

(ア) 建設保全担当

- ・ 建築物の保全計画に関すること。
- ・ 建築物の建築計画の協議に関すること。
- ・ 保全計画に基づく建築工事の設計及び監督に関すること。
- ・ 建築計画に基づく建築工事の設計及び監督に関すること。

- ・ 建築物の情報に関すること。
- ・ 建築物の維持保全の協議に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の担当に属さないこと。

(イ) 設備保全担当

- ・ 建築設備の建築計画の協議に関すること。
- ・ 保全計画に基づく設備工事の設計及び監督に関すること。
- ・ 建築計画に基づく設備工事の設計及び監督に関すること。

カ 特定施設担当課長

- ・ 施設保全課事務のうち特定施設の改修及び整備に関する事務を担当する。

キ 秘書広報課

(ア) 秘書係

- ・ 市長及び副市長の秘書に関すること。
- ・ 市長会及び副市長会に関すること。
- ・ 渉外及び交際に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係及び担当に属さないこと。

(イ) 市民相談係

- ・ 陳情、苦情等の受理に関すること。
- ・ 市民相談及び行政相談に関すること。
- ・ 世論の調査に関すること。
- ・ その他広聴に関すること。

(ウ) 広報担当

- ・ 市報等刊行物の編集発行に関すること。
- ・ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ・ ケーブルテレビ等を活用した広報に関すること。
- ・ ホームページ及びモバイルサイトに関すること。
- ・ 株式会社多摩テレビの指導監理その他連絡調整に関すること。
- ・ シティセールスに関する総合的施策の企画調整に関すること。
- ・ シティセールスの推進に関すること。
- ・ その他広報及びシティセールスに関すること。

ク 広報当課長

- ・ 秘書広報課事務のうち広報担当に関する事務を担当する。

ケ 財政課

(ア) 財政担当

- ・ 財政計画及び財政調査に関すること。

- ・ 予算の編成及び執行に関すること。
- ・ 市債及び一時借入金に関すること。
- ・ 地方交付税に関すること。
- ・ 財政報告に関すること。
- ・ 東京都三市収益事業組合との連絡調整に関すること。
- ・ 指定金融機関等の契約に関すること。
- ・ 基金の運用及び総合調整に関すること。
- ・ その他財政に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

コ 情報政策課

(ア) 情報政策担当

- ・ 情報システムの政策に関すること。
- ・ 情報システムの総合調整に関すること。
- ・ 行政のデジタル化の推進に関すること。
- ・ 事務の改善及び研究に関すること（デジタル技術を活用するものに限る。）。
- ・ 庁内の情報セキュリティに関すること。
- ・ 多摩市情報システム管理運営委員会に関すること。
- ・ 情報システムの人材育成に関すること。
- ・ 情報セキュリティ監査に関すること。
- ・ オープンデータに関すること。
- ・ 電子申請に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係に属さないこと。

(イ) 基盤係

- ・ 総合事務系ネットワーク及び総合事務管理システムの機器の管理に関すること。
- ・ 住民情報系ネットワーク及び住民情報システムの機器の管理に関すること。
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの機器の管理に関すること。
- ・ 情報機器の統合及び標準化に関すること。
- ・ 総合行政ネットワークに関すること。
- ・ 電子自治体に関すること。
- ・ 電算機室の管理に関すること。
- ・ インターネット系ネットワークの管理に関すること。
- ・ 外部記憶媒体の管理運用に関すること。

(ウ) システム係

- ・ 庁内ホームページに関すること。
- ・ 電子情報の管理に関すること。
- ・ 情報システムの導入、連携及び運用の支援に関すること。
- ・ 東京電子自治体共同運営サービスに関すること。
- ・ 総合事務管理システムの管理運用に関すること。

- ・ 住民情報システムの管理運用に関すること。
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの管理に関すること。
- ・ 社会保障・税番号制度に係る自治体中間サーバに関すること。

サ DX推進担当課長

- ・ 情報政策課事務のうち行政のデジタル化の推進に関する事務並びに事務の改善及び研究に関する事務（デジタル技術を活用するものに限る。）を担当する。

4 会計管理者（会計課）

(1) 監査対象の主な事務（会計管理者の補助組織設置規則より）

- ア 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。
- イ 小切手を振り出すこと。
- ウ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。
- エ 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- オ 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- カ 決算を調製し、これを市長に提出すること。
- キ その他法令に特別の定めがあるものを除き、会計管理者が行う会計管理者の権限に属する事務の補助を行うこと。

(2) 係の事務分掌等（会計管理者の補助組織設置規則より）

ア 会計課

（ア）経理係

- ・ 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- ・ 小切手の振り出しに関すること。
- ・ 有価証券（公有財産又は基金に属するもの及び担保として提出された履行保証保険証券等を含む。）、担保物件の出納、保管及び記録に関すること。
- ・ 現金及び財産の記録管理に関すること。
- ・ 決算に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。

（イ）審査係

- ・ 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- ・ 市費の出納に係る証拠書類の審査等に関すること。
- ・ その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

5 監査委員事務局

- (1) 監査対象の主な事務（地方自治法第200条より）
 - ア 監査委員に関する事務

- (2) 係の事務分掌等（多摩市監査委員事務局処務規程より）
 - ア 監査委員事務局
 - (ア) 監査係
 - ・ 監査委員の秘書交際に関すること。
 - ・ 事務局の人事、給与及び服務に関すること。
 - ・ 公印の管守に関すること。
 - ・ 規程等の制定、改廃に関すること。
 - ・ 監査、検査、審査等の実施並びに報告書の送付及び公表に関すること。
 - ・ 監査に関する諸資料の作成、収集及び整理保存に関すること。
 - ・ 事務局の文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
 - ・ 事務局の予算の見積り、執行及び決算に関すること。
 - ・ 都市監査委員会に関すること。
 - ・ 備品の整理保管に関すること。
 - ・ その他監査事務に関すること。

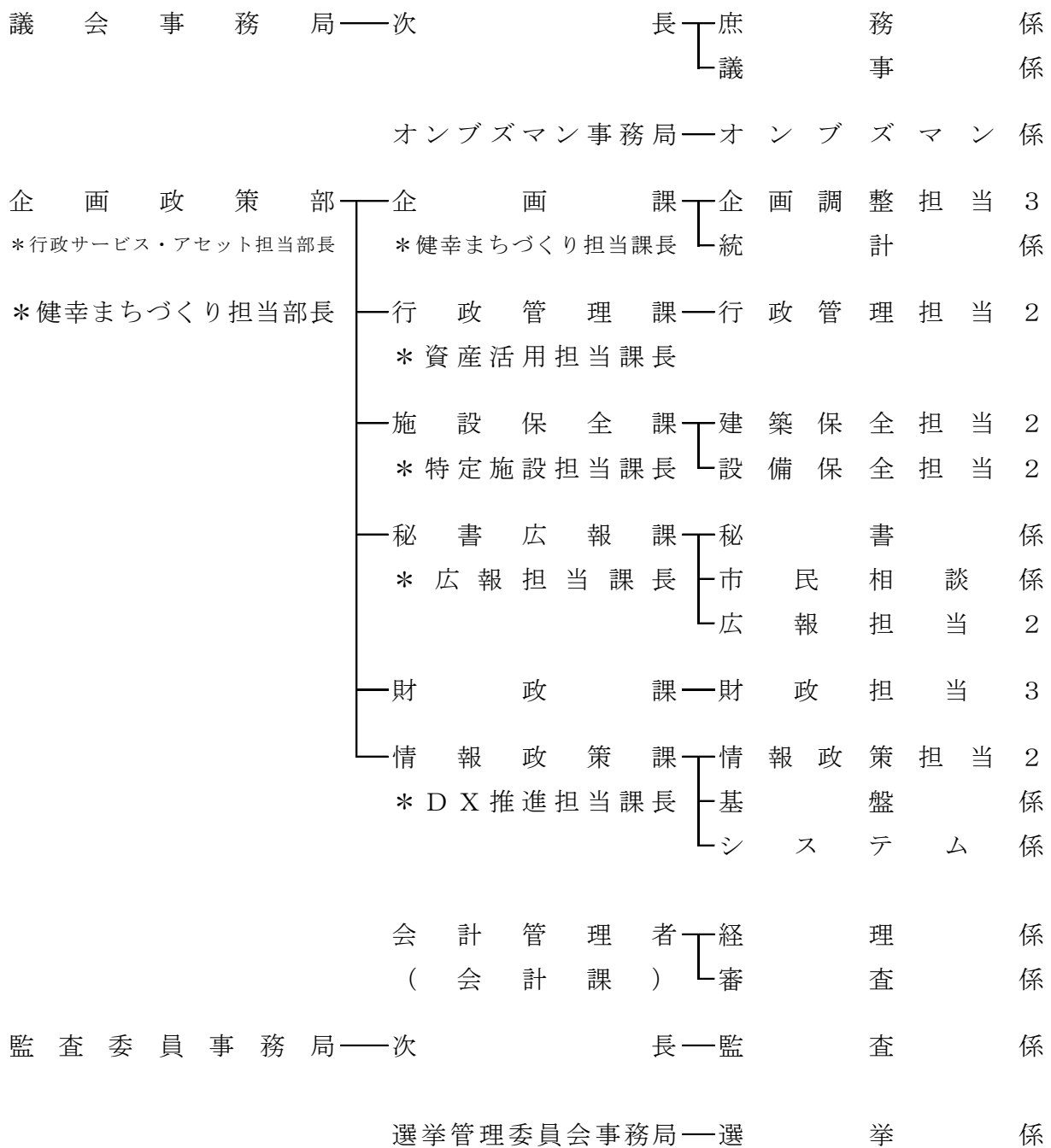
6 選挙管理委員会事務局

- (1) 監査対象の主な事務（地方自治法第191条より）
 - ア 選挙管理委員会に関する事務

- (2) 係の事務分掌等（多摩市選挙管理委員会事務局処務規程より）
 - ア 選挙管理委員会事務局
 - (ア) 選挙係
 - ・ 公告式に関すること。
 - ・ 公印の保管に関すること。
 - ・ 委員会の会議に関すること。
 - ・ 規程等の制定、改廃に関すること。
 - ・ 人事・給与に関すること。
 - ・ 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
 - ・ 文書の收受、発送、編さん、保存に関すること。
 - ・ 明るい選挙推進協議会及び明るい選挙推進委員会に関すること。
 - ・ 各種選挙に伴う啓発に関すること。
 - ・ 検察審査会候補者の選定に関すること。
 - ・ 広報事務に関すること。
 - ・ 選挙人名簿の調整に関すること。

- ・ 選挙人名簿の異動整理に関する事。
- ・ 直接請求に関する事。
- ・ 各種選挙の管理執行に関する事。
- ・ 選挙の記録、統計に関する事。
- ・ 選挙法令等の研究、調査に関する事。
- ・ 選挙争訟に関する事。
- ・ 政党及び政治活動に関する事。
- ・ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に関する事。
- ・ その他選挙事務に関する事。

7 監査対象部課等の組織（令和6年10月1日現在）



- ※ 担当の後の数字は、担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。
- ※ 健幸まちづくり担当課長は、健幸まちづくり担当部長が兼務している。
- ※ DX推進担当課長は、行政管理課長が兼務している。

<参考資料>

歳入一覧（令和6年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、継続費逐次繰越、繰越明許費を反映している。）

（単位：円）

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
議会事務局	市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	17	17
	雑入	複写用紙等売払代金	1,000	0	0
		タブレット端末ソフトウェア使用料負担金	141,000	1,360	1,360
		議員章等弁償費	0	3,179	3,179
		タブレット端末通信料負担金	396,000	3,799	3,799
	小計		539,000	8,355	8,355
企画課	国庫補助金	デジタル田園都市国家構想交付金 (1/2)	43,900,000	0	0
	都委託金	建設工事統計調査委託金(10/10)	62,000	0	0
		2025年農林業センサス委託金 (10/10)	447,000	82,000	82,000
		令和6年全国計構造調査委託金 (10/10)	1,291,000	1,171,000	1,171,000
		学校基本調査委託金(10/10)	25,000	25,000	0
		令和7年国勢調査調査区設定委託金 (10/10)	750,000	864,000	864,000
		経済センサス調査区管理委託金 (10/10)	13,000	13,000	13,000
	財産運用収入	いきいきTAMA基金利子	36,000	0	0
	寄附金	一般寄附金	500,000	121,640	121,640
		指定寄附金	1,500,000	5,676,211	5,674,211
	基金繰入金	いきいきTAMA基金取りくずし	3,740,000	0	0
	雑入	39市町村共同事業助成金	10,872,000	0	0
		財団法人自治総合センター助成金	3,500,000	0	0
		市出版物売払代金	1,000	0	0
		市制施行50周年記念グッズ売払代金	234,000	14,040	14,040
小計		66,871,000	7,966,891	7,939,891	
行政課	手数料	境界証明手数料	0	300	0
	財産運用収入	市有地貸付料	23,838,000	12,174,896	12,174,896
		建物貸付料	3,167,000	1,583,574	60,000
	財産売払収入	市有地売払収入	10,000,000	619,059	619,059
	繰越金	前年度繰越金	23,800,000	23,800,000	23,800,000
	雑入	光熱水費使用料	28,000	0	0
	市債	旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事 事業債	184,000,000	0	0
		旧関戸簡易耐火住宅建物等解体工事 事業債	32,000,000	0	0
小計		276,833,000	38,177,829	36,653,955	

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
秘書広報課	財産運用収入	多摩テレビ株式配当金	0	200,000	200,000
	市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	17	0
	雑入	広告掲載料	2,035,000	1,203,689	1,203,689
		小計	2,036,000	1,403,706	1,403,689
財政課	地方揮発油譲与税	地方揮発油譲与税	63,058,000	17,223,000	17,223,000
	自動車重量譲与税	自動車重量譲与税	205,234,000	50,757,000	50,757,000
	地方道路譲与税	地方道路譲与税	1,000	0	0
	森林環境譲与税	森林環境譲与税	19,397,000	0	0
	利子割交付金	利子割交付金	42,802,000	24,623,000	0
	配当割交付金	配当割交付金	253,816,000	62,701,000	0
	株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金	261,511,000	0	0
	法人事業税交付金	法人事業税交付金	701,387,000	431,827,000	0
	地方消費税交付金	地方消費税交付金	3,627,180,000	922,437,000	922,437,000
	環境性能割交付金	環境性能割交付金	81,442,000	24,762,000	0
		旧法による自動車取得税交付金	1,000	944,859	0
	地方特例交付金	減収補てん特例交付金	832,790,000	403,638,000	403,638,000
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	1,000	0	0
	地方交付税	特別交付税	55,835,000	0	0
	交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金	15,680,000	0	0
	国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,675,798,557	303,131,794	303,131,794
	都補助金	市町村総合交付金	1,260,000,000	404,680,000	404,680,000
	財産運用収入	財政調整基金利子	5,580,000	15,146,674	8,644,062
		公共建築物等整備保全基金利子	8,762,000	0	0
	基金繰入金	財政調整基金取りくずし	1,730,000,000	0	0
		公共建築物等整備保全基金取りくずし	180,000,000	0	0
	繰越金	前年度繰越金	600,000,000	2,249,566,185	2,249,566,185
	収益事業収入	競艇事業収入	20,000,000	0	0
	雑入	国庫支出金過年度収入	1,000	0	0
		都支出金過年度収入	1,000	0	0
		ハロウィンジャンボ宝くじ区市町村交付金	20,249,000	0	0
		小計	11,660,526,557	4,911,437,512	4,360,077,041

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
情報政策課	国庫補助金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（10/10）	4,920,000	0	0
		デジタル基盤改革支援補助金（10/10）	84,236,000	0	0
	都補助金	区市町村オープンローミング設置費補助金（1/2）	20,549,000	0	0
	雑入	行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業助成金	30,000,000	0	0
	小計		139,705,000	0	0
会計課	市預金利子	歳計現金預金利子	36,000	362,191	362,191
	雑入	小切手未払資金組入れ	1,000	0	0
	小計		37,000	362,191	362,191
選挙事務管理局	都委託金	在外選挙人名簿登録事務委託費（10/10）	121,000	0	0
		東京都知事選挙執行経費委託金（10/10）	84,411,000	38,972,939	38,972,939
		東京都議会議員選挙執行経費委託金（10/10）	11,105,000	0	0
	小計		95,637,000	38,972,939	38,972,939
合計			12,242,184,557	4,998,329,423	4,445,418,061

事業別歳出一覧（令和6年8月末日現在）

（予算現額は、補正予算、継続費遞次繰越、予備費充用を反映している。）

（単位：円）

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
議会事務局	議員人件費等	275,970,000	126,790,211	126,790,211
	議会報発行経費	8,119,000	2,883,940	2,850,654
	議会運営費等経費	28,183,000	13,925,411	11,395,411
	小計	312,272,000	143,599,562	141,036,276
オンブズマン事務局	総合オンブズマン制度運営経費	6,700,000	3,307,149	2,758,349
	小計	6,700,000	3,307,149	2,758,349
企画課	いきいきTAMA基金積立	36,000	0	0
	企画事務経費	2,244,000	1,006,572	1,006,572
	健幸まちづくり推進事業	5,084,000	173,860	63,860
	総合戦略推進経費	136,000	0	0
	若者のまちづくり推進事業	484,000	484,000	0
	防衛施設関係経費	8,000	6,000	6,000
	統計調査事業	2,572,000	35,832	984
	小計	10,564,000	1,706,264	1,077,416
行政管理課	財産管理経費	290,408,000	259,319,129	254,521,198
	使用料等審議会経費	525,000	0	0
	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり事業	10,030,000	10,000,000	10,000,000
	行財政改革推進事業	4,900,000	4,730,000	0
	小計	305,863,000	274,049,129	264,521,198
施設保全課	営繕管理経費	7,744,000	3,987,327	263,105
	小計	7,744,000	3,987,327	263,105
秘書広報課	秘書事務経費	1,130,000	513,280	244,694
	市渉外経費	4,462,000	2,180,060	2,087,000
	広報活動費	78,059,000	27,492,538	16,121,422
	広聴活動費	5,177,000	1,984,680	1,602,960
	シティセールス推進事業	20,723,000	13,773,320	40,920
	小計	109,551,000	45,943,878	20,096,996

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
財政課	財政管理経費	5,427,000	4,730,375	3,740,925
	公共建築物等整備保全基金積立	71,571,000	0	0
	財政調整基金積立	5,580,000	0	0
	市債償還元金	1,842,211,000	148,125,366	126,439,735
	市債償還等利子	38,857,000	2,553,716	1,524,373
	予備費	54,381,000	0	0
	小計	2,018,027,000	155,409,457	131,705,033
情報政策課	電算機管理運営経費	224,661,000	115,596,789	46,757,500
	情報政策事務経費	21,416,000	5,705,410	1,971,900
	情報システム管理運営経費	330,000,000	293,250,782	83,382,983
	小計	576,077,000	414,552,981	132,112,383
会計課	会計管理経費(総務費)	54,866,000	3,369,389	2,909,653
	会計管理経費(諸支出金)	1,000	0	0
	小計	54,867,000	3,369,389	2,909,653
監査委員事務局	監査事務経費	2,355,000	1,155,300	990,200
	小計	2,355,000	1,155,300	990,200
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会運営費	4,979,000	1,983,128	1,361,908
	選挙常時啓発事業	1,537,000	25,000	20,000
	東京都知事選挙執行経費	90,911,000	77,608,139	69,022,029
	東京都議会議員補欠選挙執行経費	11,105,000	8,686,010	8,289,020
	小計	108,532,000	88,302,277	78,692,957
合計		3,512,552,000	1,135,382,713	776,163,566

仮払金一覧表 (令和6年8月末日現在)

(単位：円)

所管課名	用途	金額	時間外保管場所等
会計課	時間外納付受付収納用つり銭	66,000	手提げ金庫を会計課耐火金庫内